

平成十七年政令第二十号

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令
内閣は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百八十五条の十九の規定に基づき、この政令を制定する。

（旅費）

第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第一百八十五条の十九の規定により参考人又は鑑定人が請求することができる旅費は、鉄道貨、船貨、路程貨及び航空貨の四種とし、鉄道貨は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船貨は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程貨は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空貨は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道貨及び船貨は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ貨及び棧橋貨を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合は、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で金融庁長官が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては金融庁長官が相当と認める等級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものは特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものは普通急行料金又は準急行料金）並びに金融庁長官が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもとの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）によって、路程貨は一キロメートルにつき三十七円以内において金融庁長官が相当と認められる額によって、航空貨は現に支払った旅客運賃によって、それぞれ算定する。

3 天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の路程貨で旅行の実費を支弁することができる場合には、同項の規定にかかわらず、路程貨の額は、実費額の範囲内とする。

第二条 法第一百八十五条の十九の規定により、参考人又は鑑定人が請求することができる手当は、日当、宿泊料及び特別手当とする。

2 日当は、出頭又は鑑定及びこれらのために旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、参考人については一日当たり八千百円以内において、鑑定人については一日当たり七千七百円以内において、それぞれ金融庁長官が相当と認める額とする。

3 宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給し、その額は宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十四号）別表第一に定める甲地方である場合については一夜当たり八千七百円以内において、同表に定める乙地方である場合については一夜当たり七千八百円において、それぞれ金融庁長官が相当と認める額とする。

4 特別手当は、鑑定について特別の技能若しくは費用又は長時間を要したときに、鑑定人に対して支給するものとし、その額は、金融庁長官が相当と認める額とする。

第三条 旅費（航空貨を除く。）並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

（旅費等の計算）

第四条 旅費及び手当は、参考人については出頭後、鑑定人については鑑定後、いずれも三十日内に請求しなければならない。

附 則

（施行期日）
（平成一九年八月三日政令第二二三三号）抄

第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年九月四日政令第二五八号）

（施行期日）
1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月六日）から施行する。

附 則 （令和元年七月三一日政令第六七号）

（施行期日）
1 この政令は、令和元年八月一日から施行する。
（経過措置）
2 この政令による改正前の金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令第二条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する出頭等に必要な日数で、この政令の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

附 則 （令和五年六月一六日政令第二二三三号）

（施行期日）
1 この政令は、令和五年七月一日から施行する。
（経過措置）
2 この政令による改正前の金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令第二条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する出頭等に必要な日数で、この政令の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

（経過措置）
2 この政令による改正前の金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令第二条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する出頭等に必要な日数で、この政令の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。